

日立市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日立市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 12 月 7 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

公園施設の設置に係る都市公園の使用料の規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市都市公園条例の一部を改正する条例

日立市都市公園条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項を次のように改める。

1 公園施設を設置する場合

(1) 都市公園共通

施設名	金額
自動販売機	日立市行政財産使用料条例（昭和42年条例第2号）別表第1の規定に基づき算定した額

(2) かみね公園

（単位 円）

施設名	単位		金額
売店（自動販売機を除く。）	年	平方メートル	110
飲食店			

備考 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。